



日本的出口管理制度

矢口 麻衣
經濟產業省貿易經濟協力局
安全保障貿易管理課



大綱

- 1 出口管理制度的整體概念
- 2 表列限制
- 3 Catch-all限制等
- 4 罰則
- 5 許可的種類



1 出口管理制度的整體概念

日本的法律體系

(1) 法律(Law/Act)

外匯及外國貿易法（「外匯法」）

(Foreign Exchange and Foreign Trade Act)

— 記述基本架構

(2) 政令(Cabinet Orders)

出口管理令(Export Control Order)

— 限制貨物清單

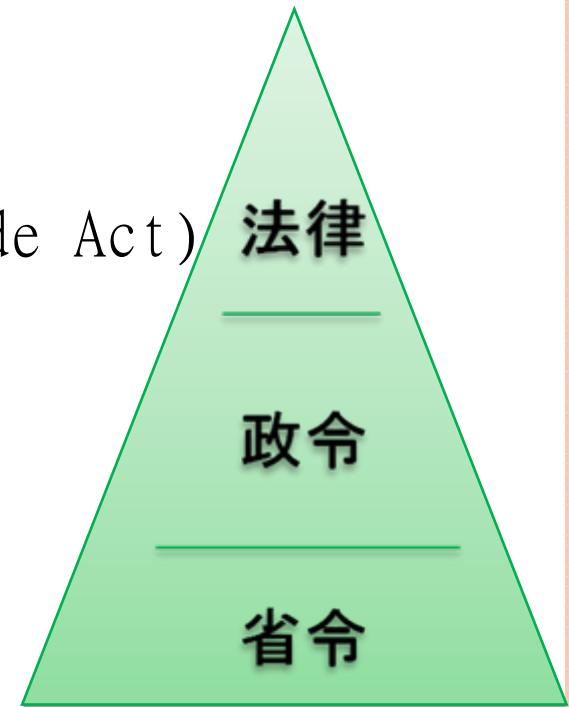
外匯令(Foreign Exchange Order)

— 限制技術清單

(3) 省令(Ministerial Orders)

— 詳細記述限制品目之規格等

再以告示和通達來規定細節



告示、通達



日本出口管理概要

- 在「外匯及外國貿易法」中規定出口管理之基本架構。
- 主要的出口管理限制分為表列限制與Catch-all限制2種
- 日本的限制清單是根據國際間獲得共識的制度(Regime)清單列表的。

表列限制 (List Control)

- ✓ 出口表列限制品之出口人必須要有出口許可。
- ✓ 限制清單是根據制度清單列表。

Catch-all限制 (Catch-all control / End-use Control)

出口的貨物或技術有為大規模毀滅性武器之開發所用之疑慮時，出口人必須要有出口許可。

其他還有仲介貿易限制 (Brokering Control)和轉口貨物限制 (Transshipment Control) 等。

企業內進行判定的流程

是否為表列限
制品

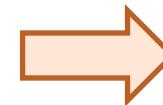
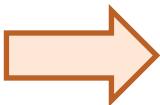
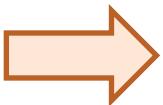
是否有為大規模
毀滅性武器之開
發所利用之疑慮

洽詢

確認表列
限制

確認
Catch-all
限制

不需要

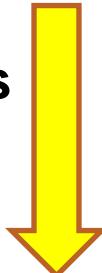
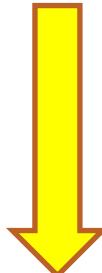


No

No

Yes

Yes

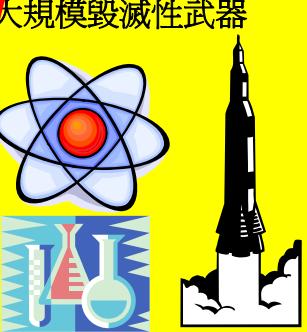


需要出口許可

日本制度與國際出口管理制度中限制品目的關係

經

Ministry of
Trade and Industry

項		國際出口管理制度	限制品目	
1	武器	WA (瓦聖納協定)		
2	泛用品	 大規模毀滅性武器 化學武器 生物武器 飛彈	NSG (核子供應國會議)	NSG Part 1 NSG Part 2 核子專用品 可使用於核子用途以外之泛用品
3			AG (Australia Group)	化學武器之原料用物質及製造裝置
3之2				生化武器之原料用微生物、毒素及製造裝置
4			MTCR (飛彈科技管制協定)	飛彈、火箭及其製造裝置
5				Category 1 尖端材料
6				Category 2 材料加工
7				Category 3 電子技術
8				Category 4 電腦
9				Category 5 通訊機器
10				Category 6 感應器／雷射
11	傳統武器	WA (瓦聖納協定)		Category 7 航法裝置
12				Category 8 海洋相關裝置
13				Category 9 推進裝置
14				軍需品清單 (符合1項者除外)
15				敏感的品目
16		大規模毀滅性武器	傳統武器補充性出口限制 <small>自2008/11起</small>	
			大規模毀滅性武器Catch-all限制	



2 表列限制



何謂表列限制

本制度規定，欲出口的品目如果均出現在2個政令（貨物、技術用）的表列清單時，就需要出口許可。
表列清單號碼（項號）從1～15。

項號	領域	例	主要民生用途
1項	武器	軍用車輛	-
2項	關於核武	工具機	汽車、精密機械等廣泛領域中之製造或切削
3項	關於化學武器	閥門、幫浦	化學品的儲藏
		化學品	電鍍、洗髮精、化妝品
3之2項	關於生化武器	過濾器	純水的製造、海水淡水化
4項	關於飛彈	火箭	人工衛星用火箭
5項～15項	關於傳統武器	尖端材料	飛機零件、高爾夫球桿身

表列限制一覧①

2011.7.1

項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名
	1 武器	(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム		3 化學武器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質			(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、風洞・燃焼試験装置他
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ			(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム			(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム			(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダーム
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タンゲステン				
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム				
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽				
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	4 飛弾	(1)	ふっ素化合物製品
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式釣合試験機	(1の2)	ロケット・製造装置等	(2)	ビニリテンフルオリド・圧電重合体他
		(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	無人航空機(UAV)	(3)	芳香族ポリイミド製品
		(31)	レーザー発振器	(3)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
		(32)	質量分析計・イオン源	(4)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
		(33)	圧力計・ペローズ弁	(5)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属性磁性材料
		(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(6)	サーボ弁・推進薬制御装置用ポンプ・軸受	(7)	ウランチタン合金・タンゲステン合金
		(35)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(8)	超電導材料
		(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(9)	作動油
		(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(10)	潤滑剤
		(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(11)	振動防止用液体
		(39)	ストリーカメラ・フレーミングカメラ等	(11)	ノズル	(12)	冷媒用液体
		(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
		(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アシスタチックプレス・制御装置	(14)	セラミック複合材料
		(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(15)	ホリゾンタル・ポリシラサン他
		(43)	中性子発生装置	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(16)	ビスマイト・芳香族ポリアミド・イミド他
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(17)	ビニリテンフルオリド・共重合体他
						(18)	ブリブレグ・プリフォーム・成型品等
						(19)	ほう素・【追加】ほう素合金・硝酸ウラン他 ([削除]炭化ほう素) 10

表列限制一覧②

項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名	項目番号	輸出許可品目名
6 材料加工	(17) マスク・レチクル等 (18) 半導体基板 (19) レジスト (20) アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、 燐・砒素他の有機化合物 (21) 燐・砒素・アンチモンの水素化物 (22) 炭化けい素等	(3) センサー用の光ファイバー (4) 高速度撮影可能なカメラ等 (5) 反射鏡 (6) 宇宙用光学部品等 (7) 光学器械又は光学部品の制御装置 (7の2) 非球面光学素子 (8) レーザー発振器等	13 推進装置	(1) ガスターインエンジン等 (2) 人工衛星・宇宙開発用飛翔体等 (3) ロケット推進装置等 (4) 無人航空機等 (5) (1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等			
(1) 軸受等 (2) 数値制御工作機械等 (3) 齒車製造用工作機械等 (4) アイススタチックプレス等 (5) コーティング装置等 (6) 測定装置等 (7) ロボット等 (8) フィードバック装置他 (9) 絞りスピニング加工機・しごき スピニング加工機	8 電脳 (1) 電子計算機等	(9) 【追加】レーザーマイクロフォン 磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	14 其他 (1) 粉末状の金属燃料 (2) 火薬・爆薬成分・添加剤・前駆物質 (3) ディーゼルエンジン等 (4) <削除> (5) 自給式潜水用具等 (6) 航空機輸送土木機械等 (7) ロボット・制御装置等 (8) 電気制動シャッター (9) 催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等 (10) 簡易爆発装置等 (11) 爆発物探知装置				
7 電子技術 (1) 集積回路 (2) マイクロ波用機器・ミリ波用機器等 (3) 信号処理装置等 (4) 超電導材料を用いた装置 (5) 超電導電磁石 (6) 一次・二次セル、太陽電池セル (7) 高電圧用コンデンサ (8) エンコーダ (8の2) サイリスター・バイス・サイリスター・モジュール (8の3) 電力制御用半導体素子 (9) デジタルビデオ磁気テープ記録装置他 (10) 波形記憶装置 【(10の2)から(11)へ項目変更】 デジタル計測用記録装置 【(10の2)から(11)へ項目変更】 【削除】周波数セレセイザ - (旧(11)) (11) 信号発生器 周波数分析器 ネットワークアナライザ 原子周波数標準器 スプレー冷却方式の熱制御装置 (16) 半導体製造装置等	(1) 伝送通信装置等 (2) 電子交換装置 (3) 通信用光ファイバー 【削除】光ファイバー通信ケーブル及びその附属品 (4) <削除> (5) フェーズドアレー・アンテナ (5の2) 監視用方向探知器等 (5の3) 通信妨害装置等 (5の4) 受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置 (6) (1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・製造装置等 (7) 暗号装置等 (8) 情報伝達信号漏洩防止装置等 (9) 非暗号型情報通信システム (10) 盗聴検知機能通信ケーブルシステム等 (11) (7)～(10)の設計・製造・測定装置他 【追加】(9)の設計・製造・測定装置他	(9の2) 【追加】水中検知装置 重力計・重力勾配計 (10) レーダー等 (11) 光反射率測定装置他 (12) 重力計製造装置・校正装置 (13) 光検出器・光学部品材料物質他	11 航法装置 (1) 加速度計等 (2) ジャイロスコープ等 (3) 慣性航行装置等 ジャイロ・天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等 (4) 水中ナビ・航法装置等 (4の2) (1)から(4の2)までの試験・製造装置他 (5) (1)から(4の2)までの試験・製造装置他				
	10 感應器等 (1) 水中探知装置等 【(12)(10)への項目移行に伴い削除】 妨害用水中音響装置(旧(1の2)) (2) 光検出器・冷却器等	(1) 船舶(潜水艇、水中翼船他) (2) 船舶の部分品・附属装置 (3) 水中回収装置 (4) 水中カメラ等 (5) 水中ロボット (6) 密閉動力装置 (7) 回流水槽 (8) 浮力材 (9) 閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具 【10(1の2)からの項目移行】 妨害用水中音響装置	12 海洋相關 (1) 船舶(潜水艇、水中翼船他) (2) 船舶の部分品・附属装置 (3) 水中回収装置 (4) 水中カメラ等 (5) 水中ロボット (6) 密閉動力装置 (7) 回流水槽 (8) 浮力材 (9) 閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具 【10(1の2)からの項目移行】 妨害用水中音響装置	15 敏感品目 (1) 無機繊維他を用いた成型品 (2) 電波の吸収材・導電性高分子 (3) 核熱源物質 (4) デジタル伝送通信装置等 (5) 水中探知装置等 (6) 宇宙用光検出器 (7) 目標自動識別機能レーダー等 (8) 潜水艇 (9) 船舶用防音装置 (10) ラムジエットエンジン、スクラムジエットエンジン、複合サイクルエンジン等			

*【追加】【削除】等は2011年7月1日に実施。

限制清單內容 例：第2項（1）核燃料物質或核原料物質

出口令第2項		貨物等省令第1條		解釋	
項目號	項目	項目號	項目	用語	用語的意義
出口令 第2項 (1)	核燃料物質或核原料物質	貨物等省 令第1條 一號	核燃料物質或 核原料物質， 符合下列任一 者 1. 鈾或其化 合物 2. 鈦或其化 合物 3. 鋯或其化 合物 4. 包含1-3之 貨物中1項或2 項以上者	核燃料物質	符合下列任一 者 1. 鈾235對鈾 238之比率為 天然混合率之 鈾及其化合物 2. 鈾235對 238之比率未 達天然混合率 之鈾及其化合 物 . . . (省略)

政令
Cabinet order

省令
Ministerial order

通達
Notifications

限制清單內容

例：第2項（12）有為核子武器開發等所用之疑慮之工具機

出口令第2項		貨物等省令第1條		解釋	
項目號	項目	項目號	項目	用語	用語的意義
出口令 第2項 (12)	用於開發或 製造核子武 器之 工具機 或其他裝 置，符合下 列任一者 1 可做 數值 控制 之工具 機 ···· (省略)	貨物等省令 第1條十四 號	工具機（限 可用於加工 金屬、精密 陶瓷或複合 材料者）、 可裝 2組以上 輪廓控制軸 之電子控制 裝置者之 中，符合下 列1-4任一者 (5除外。) ···· (省略)	輪廓控制	2軸以上的數 據控制運動， 使機器依據命 令動作，抵達 下述之必要位 置。並規定抵 達該位置之推 進速度。這些 推進速度彼此 相關並產生變 化，進而生成 必要之輪廓。 (參照最新版 國際規格 ISO2806- 1980) ···· (省略)

政令

Cabinet order

省令

Ministerial order

通達

Notifications



表列限制之例外 – 小額特例

(Export of Limited Value)

表列限制有小額特例和無償特例等例外狀況。

小額特例(Export of Limited Value)

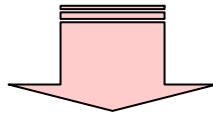
每一合約中敏感度較低的貨物，要出口每一合約中一定價格以下的貨物時，有不須許可之特例狀況。

表列限制之項目	合約的總價
(1)第1項～第4項	(特例不適用)
(2)第5項～第13項中，除了以下(3)之貨物	100萬日圓 (12000 US\$)
(3)告示規定之貨物(WA/SL)	5萬日圓 (600 US\$)
(4)第14項	(特例不適用)
(5)第15項	5萬日圓 (600 US\$)
(6)第16項 (Catch-all)	(特例不適用)

表列限制之極限

若泛指所有有為大規模毀滅性武器之開發所用「之虞」之品目的話，清單將非常冗長。

技術隨時在開發中，所以清單也須修正。另，制度(Regime)的修正曠日耗時。



為了有效管理出口，需要沒有被列表的
Catch-all限制



3 Catch-all限制等

Catch-all限制 (Catch-all Control / End Use Control)

限制品

表列限制對象以外的物品中，除了明顯不會備用來開發大規模毀滅性武器之物品（食品或木材等）以外的所有貨物與技術

需要許可之條件

(1) 由出口人判斷

- 最終用途(End-use): 進口方等是否會用來開發大規模毀滅性武器等
- 最終需求者(End-user): 進口人、需求者是否會進行（或曾進行）大規模毀滅性武器之開發等

(2) 由經濟產業省判斷

接獲經濟產業省通知須取得許可時

政府提供支援

- a. 事前諮詢
- b. 風險資訊（用途）
- c. 風險資訊（需求者）



a. 事前諮詢

METI（安全保障貿易審査課）提供諮詢服務

b. 風險資訊（用途）

貨物例(Commodity Watch List) (通達)

雖非表列限制品，但極有可能為大規模毀滅性武器之開發所用之貨物（40種）；多為表列限制品之低規品。不同於限制清單，有時也不需要出口許可。



c. 風險資訊（需求者）

外國使用者名單(Foreign End-user list)

- ✓ 非常有可能進行大規模毀滅性武器之開發等的企業名單。
- ✓ 貨物的需求者或技術的利用者被登載在名單上時，必須審慎地進行交易調查。
- ✓ 不同於出口禁止清單，可能有無須出口許可即能出口的情況。

明顯不會被使用時

無須許可

有被使用或不確定被使用時

需要許可

b. 風險資訊（用途）

貨物例(Commodity Watch List)

核武疑慮

- ・リン酸トリフチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

飛弾疑慮

- ・微粉末を製造できる粉碎器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カールフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

生化武器疑慮

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機

- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化學武器疑慮

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸收塔

雖非限制清單對象，但仍須審慎地進行交易審查



c. 風險資訊（需求者）

外國使用者名單(Foreign end-user list)

外國使用者名單摘錄

No.	國名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	疑慮分類 Type of WMD
1	以色列 Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	以色列 Israel	Nuclear Research Center Negev (NRNCN)		核 N
3	伊朗 Iran	7th of Tir	<ul style="list-style-type: none"> • 7th of Tir Complex • 7th of Tir Industrial Complex • 7th of Tir Industries • 7th of Tir Industries of I Isfahan/Esfahan • Mojtabae Sanate Haftome Tir • Sanaye Haftome Tir • Seventh of Tir 	核 N
4	伊朗 Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	<ul style="list-style-type: none"> • BK Co. 	核 N
5	伊朗 Iran	Aerospace Industries Organisation (AIO)	<ul style="list-style-type: none"> • Sazemane Sanaye Hava Faza 	飛彈 M
6	伊朗 Iran	AMA Industrial Company	AMA Industrial Co.	核

註) 外國使用者名單
每年修訂一次以上。

Country	Number
Israel	2
Iran	164
India	12
North Korea	111
Syria	13
Chinese Taipei	2
China	15
Pakistan	33
Afghanistan	2
Total	354

國家地區名稱

企業名稱、組織名稱、別名

疑慮分類

轉口貨物限制(Transshipment Control)

從外國抵達之貨物，於國內港灣或機場之保稅區暫時卸貨，之後再轉為出口而重新裝載者，針對此種貨物加以限制。

限制對象者（出口人）為出口此轉口貨物之船公司或航空公司等

限制品

第1～16項（除了明顯不會為大規模毀滅性武器所使用者（食品、木材等）以外之物品）

需要許可之條件

1 · 武器（清單第1項） 所有貨物

2 · 其他貨物（清單第2 ~ 16項）

(1) 出口人判斷

從進口人處接獲連絡，將用於核武等之開發時

(2) 經濟產業省判斷

接獲經濟產業省通知須取得許可時

仲介貿易限制 (Brokering Control)

外國相互間之買賣、借貸、贈與中，移動有疑慮用於開發大規模毀滅性武器之貨物者，加以限制。亦適用於海外子公司。

技術交易方面，非居住者在接獲居住者指示而提供技術，或是居住者在國外取得技術，然後在國外提供，亦即是在日本國境以外所進行之技術交易

限制品

第1～16項（除了明顯不會為大規模毀滅性武器所使用者（食品、木材等）以外之物品）

需要許可之條件

1 · 武器（清單第1項） 所有貨物

2 · 其他貨物（清單第2～16項）

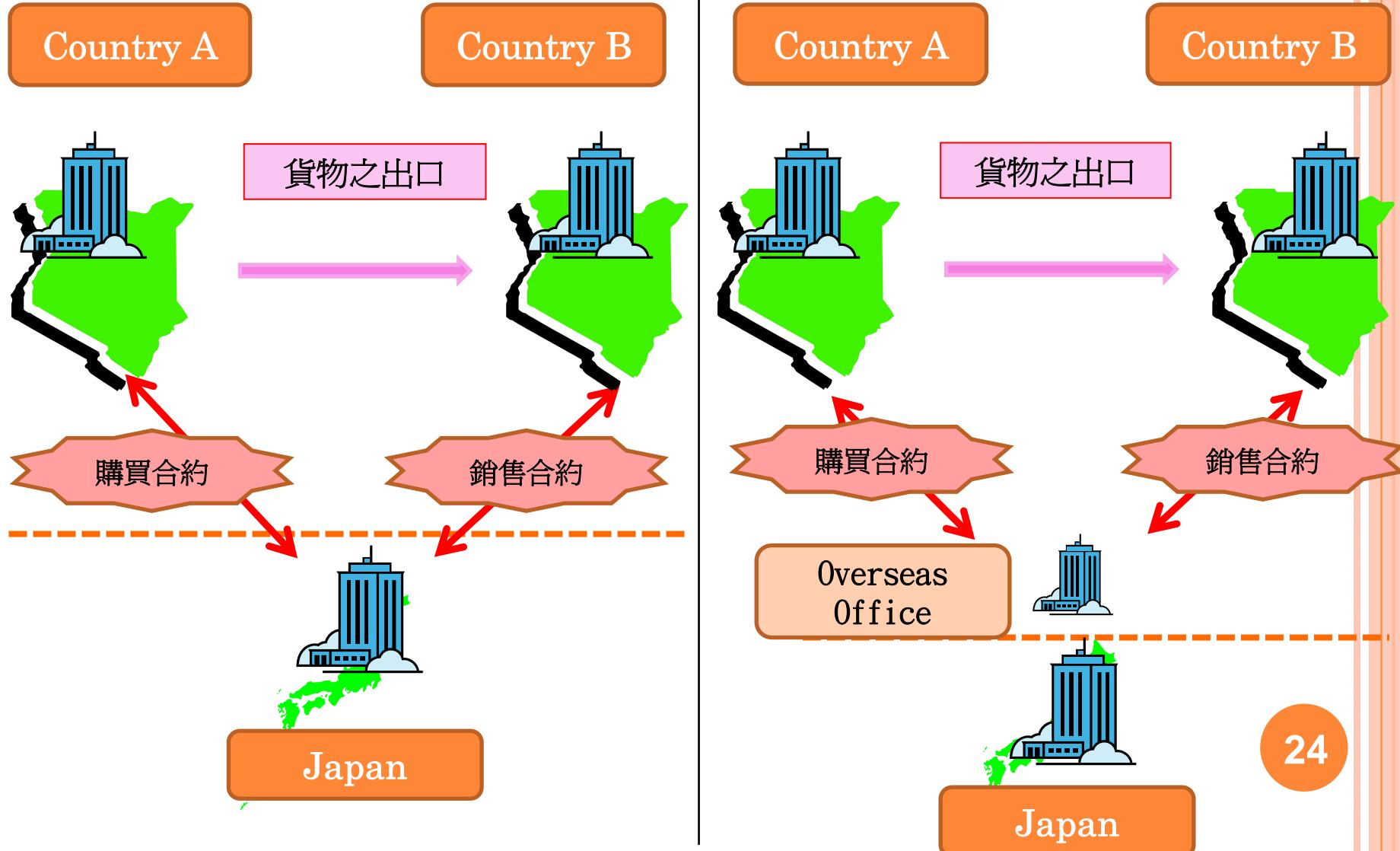
(1) 出口人判斷

從進口人處接獲連絡，將用於核武等之開發時

(2) 經濟產業省判斷

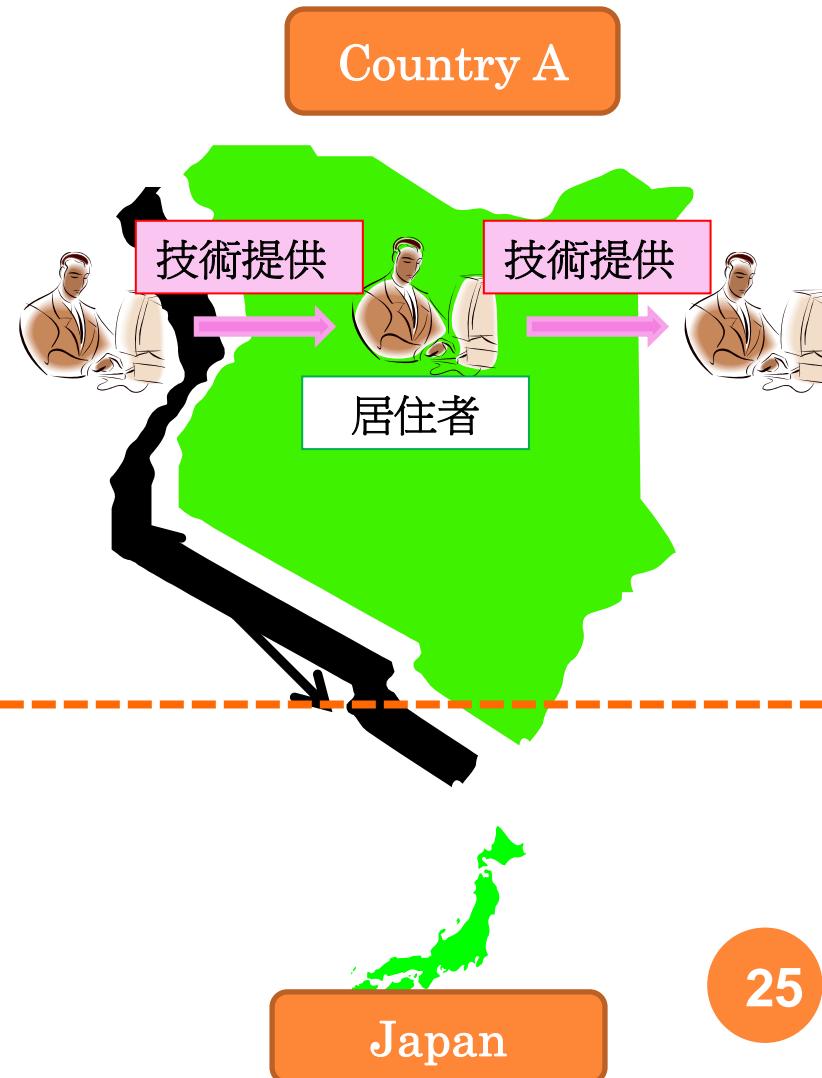
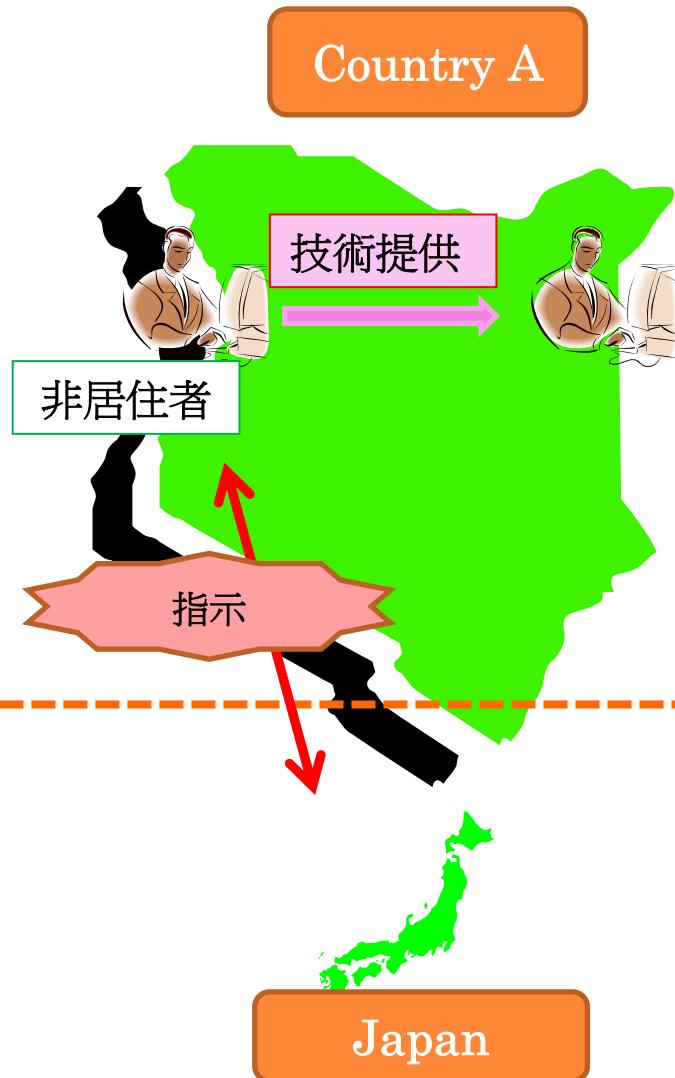
接獲經濟產業省通知須取得許可時

仲介貿易限制 - 貨物案例





仲介貿易限制 - 技術案例





4 罰則



罰則

刑事罰

(Criminal Penalty)

- 10年以下刑期
- 1000萬日圓（約12萬美金）以下之罰款

公布

(Publication)

經濟產業省所提之警告，會在官網上刊載企業名稱等。

行政制裁

(Administrative Penalty)

- 禁止3年以內進行貨物出口、技術提供



5 許可的種類



許可的種類

原本有2種：一是分別經國家審查而獲得許可的「個別許可」；另一種是出口人經自律管理，足以擔負審查時，就輸往特定地區之特定貨物，無須個別許可之「一般概括許可」。

個別許可

符合表列限制之貨物出口或技術提供，原則上須個別獲得許可

一般概括許可

原則上，以國際出口管理制度會員國為出口地而進行之該制度限制貨物與技術（敏感品目除外）之交易，得概括許可

要取得「概括許可」，其必要條件為：①備齊出口管理公司內部規範（CP）並提報、②確實執行（提交確認清單）、③確實參加說明會。

限制之首頁

制度概要

申請手續

說明會資訊

法令

外國使用者名單、
EU名單對照表

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

謝 謝

經濟產業省貿易經濟協力局
安全保障貿易管理課

